

議案第 31 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の
特例に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 47 号）の一部を次のように改
正する。

本則中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

(川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改
正)

第 2 条 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭
和 26 年川崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条ただし書を削る。

第 2 条を次のように改める。

(報酬)

第2条 委員の報酬の額は、月額279,000円とする。

(川崎市教育委員会組織条例の一部改正)

第3条 川崎市教育委員会組織条例（平成12年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例第1条及び第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における川崎市教育委員会委員のうち教育長の職を兼ねる者に係る改正前の同条例の規定の適用及び旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である川崎市教育委員会委員の報酬の額については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の川崎市教育委員会組織条例本則の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における川崎市教育委員会の組織については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。